

## 日立市中小企業テレワーク環境整備支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日立市中小企業振興基本条例（平成30年条例第23号。以下「条例」という。）第4条の規定並びに条例第9条第1号、第2号及び第3号に規定する基本方針に従い、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的としてテレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を実施する者に対し、予算の範囲内において、必要となる経費の一部を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助金等の交付対象)

第2条 補助金等の交付対象（補助対象事業、補助対象経費、補助対象者、補助率及び補助金限度額）については、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書の様式は、補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 補助金交付申請書に添える書類は次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (実績報告)

第4条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（様式第3号）
- (2) 取得財産明細書（様式第4号）
- (3) 補助事業に要した経費に係る証拠書類
- (4) その他市長が必要とする書類

### (交付の請求)

第5条 規則第8条の規定に基づき、補助金等交付請求書を提出するときは、同条第1号及び第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

2 補助金の確定額が補助金等実績報告書に記載の精算額と同額である場合は、補助金交付請求書の提出を省略することができる。

3 前項の規定に基づき、補助金等交付請求書の提出を省略した場合は、補助金等確定通知書に記載の日に請求があったものとみなす。

(財産処分の制限)

第6条 規則第11条に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

(証拠書類の保存)

第7条 規則第12条に規定する相当期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

補助対象事業	本市内のサテライトオフィス、自宅又はホテル等の施設をテレワーク勤務の場所とする従業員を常時雇用する者が行う、当該従業員のテレワーク勤務の実施に対して必要となる通信機器の導入、手当の支給等の事業
補助対象経費	テレワーク勤務を実施するに当たり必要となる、テレワーク勤務用通信機器の導入・運用、テレワーク勤務実施場所とするホテル等の施設使用、従業員に対する手当（テレワーク勤務に当たり必要となる諸費用に対するものに限る）に係る経費
補助対象者	次の各号に掲げる全ての事項に該当する者 (1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項の中小企業者及び同条第 5 項の小規模企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項の中小企業団体並びに商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条第 1 項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会その他これらに類する団体であって、次の全てに該当しない者 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者 (2) 本市内のサテライトオフィス、自宅又はホテル等をテレワーク勤務の場所とする従業員を常時雇用する者 (3) 申請時点において、本市の市税に未納がない者 (4) 日立市暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 23 日条例第 1 号)第 2 条各号で定める暴力団関係者でない者
補助率	補助対象経費の 1 分の 2 以内
補助金限度額	5 0 万円

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地  
団体等の名称  
氏名又は代表者の氏名

年度日立市中小企業テレワーク環境整備支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、日立市中小企業テレワーク環境整備支援事業補助金交付要綱及び募集要領に定める要件、注意事項等に全て了解した上で日立市補助金等交付規則第 4 条の規定により申請します。

また、当社は下記 5 に定める事項を誓約するとともに、下記 6 に定める事項に同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業の名称 日立市中小企業テレワーク環境整備支援事業
- 2 補助金の名称 日立市中小企業テレワーク環境整備支援事業補助金
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書（様式第 2 号）
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 5 誓約事項
  - (1) 日立市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条各号で定める暴力団関係者でないこと。
  - (2) 対象経費について国、県等の補助金等を利用していないこと。
- 6 同意事項
  - (1) 本件申請に係る補助対象者要件について確認するために、市の職員が申請者の市税の収納状況を閲覧及び確認すること。
  - (2) 本件申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。事実との相違が認められた場合、本補助金の返還を行うこと。

以上

事業計画書

1 申請者情報

所在地	〒		
法人番号			
主な業種			
資本金			
従業員数			
担当者	(連絡先) TEL	E-mail	
主な事業の内容			

2 日立市内でのテレワーク勤務の内容

対象従業員数	名		
実施場所	場所	勤務人数	住所
	サテライトオフィス	名	
	ホテル等	名	(施設名称 )
	自宅	名	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
実施頻度	実施期間中 1人あたり平均 日程度（勤務日全体 日）		
テレワーク勤務実施に当たり取り組む内容 (手当支給、通信機器・ソフトウェアの導入等)			

#### 4 経費の内訳等

##### (1) 経費の内訳

区 分	事業に要する経費	摘要 (積算根拠等)
テレワーク勤務手当		
機器装置等購入費		
ソフトウェア購入費		
賃 借 料		
委 託 費		
施 設 使 用 料		
合 計		

##### (2) 補助金交付申請額

区分	金額	摘要 (積算根拠等)
事業に要する 経 費 ( A )		
交 付 申 請 額		Aの1/2以内 (上限50万円)

事業報告書

1 日立市内でのテレワーク勤務実施の実績

(1) 概要

対象従業員数	名（うち市内勤務 名）
テレワーク勤務実施に当たり取り組んだ内容 （手当支給、通信機器・ソフトウェアの導入等）	

(2) 対象従業員一覧

氏名	実施場所		実施期間	実施日数
	区分※	施設名称・住所		

※区分の欄には、「サテライトオフィス」、「ホテル等」、「自宅」いずれかのテレワーク勤務実施場所の区分を記入

2 経費の内訳等

(1) 経費の内訳

区 分	事業に要した経費	摘要（積算根拠等）
テレワーク勤務手当		
機器装置等購入費		
ソフトウェア購入費		
賃借料		
委託費		
施設使用料		
合 計		

(2) 補助金精算額

区分	金額	摘要（積算根拠等）
交付決定額		
事業に要した経費（A）		

精 算 額		Aの1 / 2以内 (上限50万円)
-------	--	--------------------

3 補助金の振込先

金 融 機 関 名		支 店 名	
預 金 の 種 類		口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第4号（要綱第4条関係）

取得財産等明細表

区分	名称	規格 / 型式	単価 (円)	数量	取得年月日	耐用年数	備考